

参 考 資 料

目 次

1 職員の給与関係

令和 6 (2024) 年	職員給与実態調査の概要	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第 4 表	職員の平均給与月額	4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	5
第 7 表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第 8 表	職員の住居手当の支給状況	6
第 9 表	職員の寒冷地手当の支給状況	6
第 10 表	職員の通勤手当の支給状況	7
第 11 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	8
第 12 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	40

2 民間の給与関係

令和 6 (2024) 年	職種別民間給与実態調査の概要	42
第 13 表	産業別、企業規模別調査事業所数	43
第 14 表	民間における初任給の改定状況	44
第 15 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	44
第 16 表	民間における給与改定の状況	45
第 17 表	民間における定期昇給の実施状況	45
第 18 表	比較対象従業員に係る職種	46
第 19 表	民間における職種別給与額等	47
第 20 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	50
第 21 表	民間における家族手当の支給状況	51
第 22 表	民間における通勤手当の支給状況	52
第 23 表	民間における特別給の支給状況	53
第 24 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	53
第 25 表	民間における定年制の状況等	54

3 生計費関係

第 26 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	55
--------	------------------------	----

4 国及び都道府県の給与関係

第 27 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	56
--------	------------------	----

5	人事院勧告等の概要	57
---	-----------	----

1 職員の給与関係

令和 6 (2024) 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、令和 6 (2024) 年 4 月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和 32 年栃木県条例第 34 号）

(3) 調査の内容

令和 6 (2024) 年 4 月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

第 1 表 職員の平均給与月額等

職 員 の 区 分	全 職 員	一般職員	うち行政職員	警 察 官	教 員
職 員 数	人 20,532	人 5,448	人 4,670	人 3,365	人 11,719
給 料 の 月 額	円 354,605	円 328,988	円 331,883	円 339,230	円 370,929
扶 養 手 当	7,789	7,293	7,690	12,632	6,629
給料の特別調整額	4,804	5,764	6,222	2,192	5,108
地 域 手 当	13,079	12,592	12,681	12,774	13,393
住 居 手 当	4,697	5,364	5,442	2,579	4,995
そ の 他	436	963	373	522	167
計	385,410	360,964	364,291	369,929	401,221
平 均 年 齢	歳 41.7	歳 41.5	歳 42.2	歳 39.0	歳 42.6
平 均 経 験 年 数	年 19.4	年 19.4	年 20.1	年 17.6	年 19.9

- (注) 1 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない（以下第 11 表までにおいて同じ。）。
- 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の令和 6 (2024) 年 4 月 1 日付け採用者を除いたものである。
- 3 「給料の月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む（第 4 表において同じ。）。
- 4 「その他」は、初任給調整手当、特地勤務手当等である（第 4 表において同じ。）。
- 5 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第 10 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。（以下第 11 表までにおいて同じ。）

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適 用 給 料 表
一 般 職 員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警 察 官	公安職給料表
教 員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の 1 級から 7 級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の 1 級から 5 級までを使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の 1 級から 5 級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経過年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経過年数
一般職員		人	歳	年
	行政職	4,201	41.2	19.0
	事務職	656	43.8	22.7
	研究職	235	40.9	18.0
	医療職(1)	9	52.4	29.5
	医療職(2)	176	41.3	17.8
	医療職(3)	129	41.4	18.8
	技術職(1)	37	38.4	16.5
	技術職(2)	5	40.7	20.4
	小計	5,448	41.5	19.4
警察官	公安職	3,365	39.0	17.6
教員	教育職(1)	3,101	44.2	21.4
	教育職(2)	8,618	42.0	19.4
	小計	11,719	42.6	19.9
全職員		20,532	41.7	19.4

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員		%	%	%	%	%	%	%
	行政職	100.0	82.6	5.4	12.0	—	65.8	34.2
	事務職	100.0	45.9	20.3	33.8	—	34.0	66.0
	研究職	100.0	96.6	1.3	2.1	—	69.4	30.6
	医療職(1)	100.0	100.0	—	—	—	66.7	33.3
	医療職(2)	100.0	94.3	5.7	—	—	33.0	67.1
	医療職(3)	100.0	69.8	30.2	—	—	10.9	89.2
	技術職(1)	100.0	62.2	37.8	—	—	2.7	97.3
	技術職(2)	100.0	—	100.0	—	—	—	100.0
	小計	100.0	78.7	7.9	13.5	—	59.2	40.8
	うち行政職員	100.0	77.3	7.5	15.2	—	61.8	38.2
警察官	公安職	100.0	60.9	4.9	34.2	0.1	89.7	10.3
教員	教育職(1)	100.0	95.9	2.5	1.7	—	53.1	46.9
	教育職(2)	100.0	93.2	6.8	0.0	—	43.7	56.3
	小計	100.0	93.9	5.6	0.5	—	46.2	53.8
全職員		100.0	84.5	6.1	9.4	0.0	56.8	43.2

(注) 計(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第４表 職員の平均給与月額

その１ 職 員 別

職員別の区分 給与種目		全 職 員	一般職員	うち行政職員	警 察 官	教 員
6 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 354,605	円 328,988	円 331,883	円 339,230	円 370,929
	扶養手当	7,789	7,293	7,690	12,632	6,629
	給料の特別調整額	4,804	5,764	6,222	2,192	5,108
	地域手当	13,079	12,592	12,681	12,774	13,393
	住居手当	4,697	5,364	5,442	2,579	4,995
	そ の 他	436	963	373	522	167
	計（A）	385,410	360,964	364,291	369,929	401,221
5 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 351,977	円 327,779	円 329,904	円 333,678	円 368,240
	扶養手当	7,830	7,453	7,794	12,467	6,691
	給料の特別調整額	4,778	5,833	6,196	2,185	5,029
	地域手当	13,003	12,574	12,587	12,626	13,307
	住居手当	4,672	5,160	5,194	2,714	5,001
	そ の 他	445	932	268	614	174
	計（B）	382,705	359,731	361,943	364,284	398,442
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		100.7 %	100.3 %	100.7 %	101.6 %	100.7 %

その２ 給 料 表 別

給与種目 給料表	給 料 の 月 額	扶養手当	給 料 の 特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
	円	円	円	円	円	円	円
行政職	327,355	7,903	6,722	12,600	5,405	392	360,377
事務職	330,115	4,683	1,242	11,839	4,597	151	352,627
研究職	346,100	8,030	4,754	12,560	6,718	670	378,832
医療職（１）	525,289	7,389	71,489	96,667	3,111	239,222	943,167
医療職（２）	335,193	5,506	2,988	12,029	6,130	6,767	368,613
医療職（３）	330,836	3,694	471	11,725	5,383	－	352,109
技術職（１）	300,127	1,122	－	10,543	2,527	－	314,319
技術職（２）	342,720	4,000	－	12,135	5,600	－	364,455
公安職	339,230	12,632	2,192	12,774	2,579	522	369,929
教育職（１）	387,466	8,013	3,265	13,956	5,446	29	418,175
教育職（２）	364,978	6,131	5,772	13,190	4,833	216	395,120

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の 区 分	扶 養 手 当 の 対 象 と な る 扶 養 親 族 数					受 給 職員数 (B)	(A) (B)
	配偶者	子	父母等	計 (A)	子のうち特定 期間にある者		
一般職員	人 745	人 2,901	人 136	人 3,782	人 1,009	人 1,945	人 1.9
警 察 官	1,162	3,162	23	4,347	644	1,945	2.2
教 員	1,175	5,906	243	7,324	1,882	3,835	1.9
全 職 員	3,082	11,969	402	15,453	3,535	7,725	2.0

(注) 1 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,703円である。

2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分 給料表		行政職	事務職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	公安職	教育職 (1)	教育職 (2)	計
職員の給与に関する条例	1種	人 39	人	人	人	人	人	人 3	人	人	人 42
	2種	22			2			19			43
	3種	71		1	2	1		53			128
	4種	113		7	2	4		4			130
	5種	146		7	1	3	1	11			169
	6種	4		2							6
	7種	3									3
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	31	55
	2種		14						49	138	201
	3種								79	474	553
	4種								21	331	352
計		398	14	17	7	8	1	90	173	974	1,682

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額が支給されている者はいない。

2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,681円である。

第 7 表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60 km未満	60 km以上 100 km未満	100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満	500 km以上 700 km未満		
受給者	人 39	人 0	人 5	人 0	人 1	人 45	円 32,489

第 8 表 職員の住居手当の支給状況

職員の区分		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
区 分	受 給 者	人 3,857	人 1,155	人 344	人 2,358
	11,000 円未満	11	4	1	6
	11,000 円以上 28,000 円未満	2,382	660	218	1,504
	28,000 円	1,464	491	125	848
	手当受給者 1 人当たり 平 均 手 当 月 額	円 24,995	円 25,303	円 25,128	円 24,824

第 9 表 職員の寒冷地手当の支給状況

世帯等の 区分	世帯主である職員		その他の職員	合計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	扶養親族あり	その他の世帯主			
受給者	人 89	人 89	人 133	人 311	円 11,160

第 10 表 職員の通勤手当の支給状況

職員区分 区 分		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		人 18,623	人 4,886	人 2,819	人 10,918
交 通 機 関 の み 利 用		932	772	112	47
交 通 用 具 の み 使 用		17,199	3,737	2,648	10,776
交 通 機 関 交 通 用 具 併 用 者		492	338	59	95
手当受給者 1 人当たり 平 均 手 当 月 額		円 11,429	円 14,124	円 13,070	円 9,799

第 11 表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1					1				
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	6	3					1		1
10		2							
11		120							
12		4							
13	10	6							
14		3							4
15		78							3
16		6	9						5
17	12	6	87						2
18	1	3	4						1
19	1	105	10						1
20	1	4	13						
21	10	10	89						
22		7	11						
23		79	18						
24		8	12						
25	13	16	18					1	
26	2	6	44					3	
27	1	75	26					11	
28	2	5	16	1				4	
29	126	17	16						
30	1	2	44					9	
31	2	2	26				1	8	
32		2	12				6	5	
33	97	1	15				21	1	
34		3	56	2		1	22		
35	6	1	9	10			10		
36	3		5	6			14		
37	125		12	14			20		
38	5		14	6			9		
39	6		15	9		1	3		
40	6		15	5			7		
41	3	1	20	6			3		
42			9	10			4		
43			27	13					
44	2		17	11			1		
45	2	3	11	13			2		
46	1		8	12			1		
47	1	1	26	15					
48		1	23	16					
49		1	9	17					
50			19	15					
51			15	22		1			
52			10	24		1			
53		1	11	18		2			
54			9	12		2			
55			8	14		5			
56			12	18		19			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		1	6	14		9			
58			11	14		20			
59			15	16		36			
60	1		2	17		22			
61	1	2	3	15		18			
62			8	21	1	17			
63			12	23	1	36			
64	1		6	21		27			
65		1	2	24	2	15			
66			3	24		13			
67			4	25	2	22			
68		1	5	26	4	11			
69			4	22	12	24			
70			2	25	11	15			
71			3	15	9	11			
72			3	22	13	16			
73			1	17	13	16			
74			2	15	25	21			
75			1	11	26	11			
76			1	10	13	24			
77			1	17	12	22			
78			1	11	19	19			
79			1	12	16	10			
80	1		1	5	11	24			
81			1	7	21	22			
82			1	3	27	18			
83				4	27	19			
84			1	9	19	21			
85		1		5	19	165			
86			1	8	25				
87			1	1	19				
88			1	7	17				
89			1	4	6				
90			3	4	13				
91			2	7	7				
92				1	9				
93		1	2	56	70				
94			1						
95									
96									
97									
98									
99									
100			1						
101									
102									
103									
104			1						
105									
106									
107									
108									
109									
110			1						
111									
112									
113									
114									
115									
116									

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	449	589	946	827	470	736	125	42	17
構成比(%)	10.7	14.0	22.5	19.7	11.2	17.5	3.0	1.0	0.4
平均給料 月額(円)	205,755	236,465	290,733	364,793	390,898	408,131	431,642	460,431	500,729

人員計	4,201 人
平均給料月額	327,134 円

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下第11表の各表において同じ。）。

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	3	6					
10		2					
11		2					
12		3					
13	2	5					
14		2					
15		1					
16		2	2				
17	2	9	5				
18			2				
19		1	7				
20							
21	5	8	3				
22	1		3				
23	1	3	15				
24			1				
25	6	9	3				
26			6				
27		4	5				
28		1	4				
29	9	9	9				
30		1	2				
31		1	9				
32		1	3				
33	7		6				
34		1	4				
35	2		3				
36			1				
37	5		4				
38			3				
39	4		2				
40			5				
41			5				
42			3				
43			7				
44							
45			9				
46			4				
47			3				
48			2				
49			4	1			
50	1		1	1			
51			6	1			
52			2	1		3	
53			3			7	
54				2		6	
55			1			4	
56			3			9	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			1	1		4	
58			2	5		4	
59				4		2	
60						1	
61				2		2	
62			2	3			
63			5	3		3	
64			4	2			
65			1	1			
66			2	1		1	
67				5		2	
68			1	2			
69	1			4			
70			1	5			
71			1	2		1	
72			2	3			
73				4		1	
74				6			
75			1	5	4	2	
76				5	5	1	
77				2	5	3	
78				5	3		
79				4	1	1	
80			1	5	3		
81			1	5	11	5	
82			1	11	5	1	
83				7	3		
84				3	3	2	
85				5	5	16	
86				3	5		
87				1	2		
88				5	5		
89				5	3		
90				5	2		
91				10	2		
92				1	1		
93			1	38	16		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							

級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	49	71	187	184	84	81	—
構成比(%)	7.5	10.8	28.5	28.0	12.8	12.3	—
平均給料 月額(円)	200,327	236,666	294,058	375,567	391,888	406,475	—

人員計	656 人
平均給料月額	330,115 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		7			
6					
7			1		
8			1		
9		8			
10					
11					
12					
13		3			
14					
15					
16		1			
17		7	1		
18					
19		1			
20		1			
21		7			
22		1	1		
23					
24					
25		4			
26		1			
27		1			
28		2	1		
29		4			
30		1	1		
31		1			
32		1	1		
33		2	6		
34			1		
35		2			
36			1		
37		1			
38		6	2		
39		1	1		
40		2			2
41		2	1		
42		2	3		
43		4	3		
44			1		
45			1		
46		1	1		
47		1			
48		3	4		
49			1		
50					
51			1	1	
52		1	2		
53		1			
54			1	1	
55		1		1	
56		1	1	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57		1	1	2	
58		3	2		
59		2		2	
60		1			
61			3	1	
62			1	3	
63			3	4	
64		3		2	
65			1	1	
66				2	
67		1	1		
68		4		4	
69				4	
70			2	2	
71		1	2	1	
72		2		2	
73				15	
74					
75					
76			2		
77		1	1		
78			4		
79			1		
80			3		
81		1	1		
82					
83					
84			2		
85			3		
86					
87					
88			1		
89			7		
90					
91					
92		1			
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118		1			
119					
120					
121		1			
計(人)	-	105	79	49	2
構成比(%)	-	44.7	33.6	20.9	0.9
平均給料 月額(円)	-	276,725	374,177	436,114	459,700

人員計	235 人
平均給料月額	344,277 円

医療職給料表（１）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				1
56				

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63			1	
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			1	
82			1	
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	1	—	4	4
構成比 (%)	11.1	—	44.4	44.4
平均給料 月額(円)	317,200	—	518,500	571,000

人員計	9 人
平均給料月額	519,467 円

医療職給料表(2) (保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5		2					
6							
7		1					
8							
9		1					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		5					
18							
19		1					
20							
21		5					
22			1				
23			1				
24		1					
25		3	1				
26			1				
27			5				
28							3
29		1	2				1
30							
31		1	3		2		
32		2					
33		2	1				
34							
35			2				
36		1					
37		3	2		1		
38							
39			3		1		
40							
41			2				
42				1	1		
43			1		1		
44		1			1	2	
45		2	1				
46							
47						1	
48			1	1	1	2	
49			2		1		
50					2		
51			4				
52					1	4	
53			2		2	1	
54			2		4		
55			3	1	1		
56					1	2	
57		1	1		1	2	
58						1	
59			1	1		1	
60			1	2	1	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61			3		3	1	
62					1		
63			2		3		
64					1	1	
65			1	1		7	
66							
67					2		
68					2		
69							
70				1	1		
71			1				
72				1			
73		1			1		
74			1		1		
75					1		
76							
77					2		
78					1		
79				1	1		
80					1		
81							
82							
83					1		
84			1		1		
85					3		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103		1					
104							
105		1					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計（人）	-	36	52	10	48	26	4
構成比（%）	-	20.5	29.5	5.7	27.3	14.8	2.3
平均給料 月額(円)	-	240,394	288,687	333,160	374,090	404,719	427,825

人員計	176 人
平均給料月額	324,931 円

医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11			3				
12							
13							
14							
15		2	4				
16							
17							
18							
19		4	4				
20							
21							
22			1				
23		4					
24				1			
25				2			
26		1					
27		4					
28							
29				1			
30		1					
31		4					
32		3	1				
33							
34		1		1			
35							
36			1				
37							
38				1			
39				1			
40				1			
41							
42				1			
43				3			
44							
45				1			
46		1		1			
47				1			
48				1			
49							
50				2	1		
51					1		
52							
53				1			
54				2	1		
55							
56				1	1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57				1	1		
58				1	1	1	
59					1		
60							
61							
62				1	1		
63			1	1	1		
64				1	1	1	
65							
66				2			
67							
68					2		
69					1		
70					3		
71							
72				1			
73							
74			1	1	1		
75							
76							
77					1		
78				1			
79					4		
80					1		
81							
82				1	1		
83							
84							
85							
86				2	2		
87							
88							
89							
90							
91							
92				1	1		
93					21		
94				1			
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101				1			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	－	25	16	38	48	2	－
構成比(%)	－	19.4	12.4	29.5	37.2	1.6	－
平均給料 月額(円)	－	246,928	276,569	332,942	386,890	428,500	－

人員計	129 人
平均給料月額	330,836 円

技術職給料表（１）（学校栄養士に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13		3			
14					
15		1			
16					
17		1			
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25		1			
26					
27					
28					
29		1			
30		1			
31	1	1	1		
32					
33		1	2		
34					
35					
36					
37				1	
38			1		
39					
40					
41					
42			1		
43					
44					
45			1		
46					
47					
48					
49			2		
50					
51					
52					
53			2		
54					
55					
56					
57					
58			1		1
59					1
60					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61					1
62					1
63					2
64					1
65					
66					
67					1
68					
69					
70					
71					
72					1
73				1	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					1
81					
82					
83					
84					
85					2
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計 (人)	1	11	11	2	12
構成比 (%)	2. 7	29. 7	29. 7	5. 4	32. 4
平均給料 月額(円)	211, 200	229, 636	287, 400	323, 800	379, 875

人員計	37 人
平均給料月額	300, 127 円

技術職給料表（２）（学校看護師に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31			1		
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					
59				1	
60					
61					
62					
63				1	
64				1	
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75				1	
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					

給 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
165					
166					
167					
168					
169					
計(人)	-	-	1	4	-
構成比(%)	-	-	20.0	80.0	-
平均給料 月額(円)	-	-	280,100	345,950	-

人員計	5 人
平均給料月額	332,780 円

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1							1		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	21								
10									
11									
12	2								
13	30								
14									
15	11								
16	3								
17	28								
18									
19	2								
20	4								
21	23								
22	4								
23	4								
24	4		1						
25	61	38	13						
26	6	12	9						
27	8	7	14						
28	2	6	3						
29	50	36	20						
30	8	30	13						
31	7	13	15						
32	4	5	8						3
33	7	30	15						2
34	1	15	21						1
35	6	15	23						2
36	2	13	14						5
37		8	13						5
38		7	13						1
39		10	17						
40		8	13						
41	1	3	26						
42		5	14						
43		3	15						
44		3	17						1
45		5	21	1					
46		2	26						
47		4	15					5	
48			17	1				2	
49	1	1	17					3	
50			11	1					
51		2	21	3	1			2	
52		2	9	1				3	
53			20	2	1				
54		1	24	1	5		1		
55		4	22	4	4	1	3	1	
56		1	22	2	8	2	2	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57			18	3	5		10	3	
58		1	21		9		2		
59		2	16	21	7		9		
60		3	22	30	7	1	6		
61		1	24	16	8		8	4	
62		1	24	10	5	1	3		
63		1	21	8	12	2	8		
64		1	10	6	13	1	4		
65			18	12	13	2	3		
66		1	14	14	11	2	2		
67			31	22	14	3	5		
68			23	21	11	4	4		
69		1	22	18	11	1	4		
70			17	15	9	7	4		
71			23	15	12	6	1		
72			18	20	15	2	3		
73			17	14	12	5	2		
74			22	12	17	3	4		
75			22	24	15	3	6		
76			16	25	16	2	3		
77			9	19	17		2		
78			12	22	6	2	3		
79			6	20	19	1	1		
80			4	21	8	3	1		
81			2	21	13	2	2		
82			7	15	10	2	3		
83			2	17	14	5	5		
84			4	12	10	3	2		
85			2	11	11	2	19		
86			3	20	7	4			
87			4	12	4	1			
88			2	22	7				
89				15	10				
90			3	15	10	2			
91			1	12	6	3			
92			3	9	6	2			
93			2	14	135	11			
94			3	15					
95			2	12					
96			5	11					
97			3	9					
98			1	9					
99			2	15					
100			5	8					
101			3	10					
102			3	10					
103				9					
104			2	7					
105			3	6					
106			1	11					
107			2	6					
108				5					
109			1	8					
110				7					
111				8					
112			1	8					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
113				2					
114				6					
115				4					
116				8					
117			2	3					
118			2	4					
119			1	6					
120			1	7					
121			1	2					
122			2	4					
123			1	6					
124				4					
125				90					
126									
127			1						
128			2						
129									
130									
131									
132									
133			1						
134			2						
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計(人)	300	301	1, 040	919	534	91	136	24	20
構成比(%)	8. 9	8. 9	30. 9	27. 3	15. 9	2. 7	4. 0	0. 7	0. 6
平均給料 月額(円)	226, 495	258, 165	300, 556	376, 370	410, 348	422, 038	437, 046	453, 588	473, 575

人員計	3, 365 人
平均給料月額	339, 211 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5		26			
6					
7		1			
8		7			
9		20			
10					
11		2			
12					
13		35			
14					
15		5			
16		3			
17		27			
18		2			
19		8			
20		1			
21		44			
22		3			
23		14			
24		7			
25		20			3
26		2			1
27		28			3
28		7			
29		18			4
30		1			5
31		13			5
32		6			4
33	1	36			5
34		3			6
35	1	14			5
36	1	6			7
37	1	21			4
38		9			2
39	1	17			1
40		13			3
41	1	40			1
42		9			2
43	1	9			2
44	1	13			
45	2	30			10
46		9			
47		14			
48		11			
49		23			
50		16			
51	1	21			
52	3	15			
53		20			
54	1	9			
55		19			
56	1	7			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	4	24			
58		14			
59	3	23			
60		10			
61	2	16		1	
62	1	7		6	
63		24		14	
64	1	21		2	
65		28		2	
66	1	11		10	
67	3	25		9	
68		15		4	
69	2	14		2	
70	1	13		16	
71		36		10	
72	1	12		2	
73	3	20		3	
74	1	20		1	
75		22		4	
76		19			
77	3	14		2	
78	2	13		2	
79		20			
80	3	19		2	
81	2	20		8	
82	2	11			
83	4	9			
84	2	17			
85	2	26			
86	3	13	1		
87	2	17			
88	1	17			
89		16			
90	3	13	1		
91	1	12			
92	1	12	1		
93	1	22	2		
94		12	3		
95	1	9	2		
96	1	13	5		
97	3	19	1		
98	1	12	6		
99	4	14	8		
100	4	15	8		
101	1	11	8		
102	1	19	10		
103	2	13	7		
104	1	11	5		
105	2	12	1		
106	1	14	3		
107	2	18	4		
108	1	12			
109	1	23			
110	4	22	1		
111	1	14			
112		18			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113	4	20	1		
114	1	14	2		
115	3	21			
116		25	1		
117	1	17	1		
118		20			
119		22			
120	1	18			
121	1	24			
122		19			
123	1	19			
124		23			
125	3	23			
126		20			
127	1	24			
128	3	27			
129		20			
130	1	18			
131	1	26			
132		24			
133	2	26			
134		26			
135	2	18			
136		24			
137		21			
138		29			
139	1	26			
140	2	32			
141	1	38			
142	1	43			
143	1	41			
144		50			
145	1	303			
146					
147					
148					
149					
150	1				
151					
152					
153					
計(人)	135	2, 711	82	100	73
構成比(%)	4. 4	87. 4	2. 6	3. 2	2. 4
平均給料 月額(円)	294, 581	366, 273	433, 510	452, 638	472, 679

人員計	3, 101 人
平均給料月額	370, 220 円

教育職給料表(2) (小中学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10		1			
11					
12					
13					
14		1			
15					
16					
17		164			
18		1			
19		18			
20		5			
21		177			
22		2			11
23		27			25
24		10			74
25		217			67
26		7			33
27		19			51
28		14			23
29		234			20
30		9			44
31		18			17
32		12			14
33		231			24
34		4			20
35		33			16
36		27			8
37		80			3
38		11			5
39		135			3
40		17			8
41		49			
42		22			2
43		42			2
44		21			1
45		134			2
46		18			
47		49			
48		21			
49		149			
50		22			
51		48			
52		37			
53		139			
54		18			
55		36			
56		44			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		126			
58		23			
59		59			
60		38			
61		58			
62		25			
63		91			
64		33			
65		60			
66		39			
67		90			
68		41			
69		64			
70		34			
71		95			
72		19			
73		41			
74		42			
75		92	1		
76		35		1	
77		33		18	
78		39		41	
79		76		69	
80		30		12	
81		45		39	
82		38		45	
83		82		47	
84		36		12	
85		47	1	15	
86		35		25	
87		58		15	
88		36		10	
89		46		15	
90		38		12	
91		46		9	
92		48		6	
93		49		6	
94		32		8	
95		43		7	
96		46		10	
97		41	5	79	
98		32	2		
99		42	5		
100		36	5		
101		40	4		
102		39	4		
103		45	4		
104		42	3		
105		31			
106		32	1		
107		41	4		
108		39			
109		48			
110		45	1		
111		41			
112		34			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		40			
114		32			
115		42			
116		30			
117		36	1		
118		29			
119		40			
120		34			
121		36			
122		30			
123		36			
124		31			
125		41			
126		22			
127		19			
128		27			
129		32			
130		26			
131		26			
132		42			
133		31			
134		31			
135		36			
136		30			
137		40			
138		35			
139		34			
140		42			
141		43			
142		38			
143		40			
144		41			
145		49			
146		35			
147		51			
148		48			
149		76			
150		71			
151		95			
152		84			
153		116			
154		115			
155		107			
156		138			
157		566			
計(人)	-	7, 603	41	501	473
構成比(%)	-	88. 2	0. 5	5. 8	5. 5
平均給料 月額(円)	-	340, 506	413, 393	428, 617	443, 604

人員計	8, 618 人
平均給料月額	351, 634 円

第 12 表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その 1 暫定再任用フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	121				69	44	3	5			
事務職	36				32	4					
研究職	15				15						
医療職(1)											
医療職(2)	11					5	6				
医療職(3)	5					4	1				
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職	18					5	13				
教育職(1)	225	17	208								
教育職(2)	224		224								
給料表計	655										
61歳	229										
62歳	174										
63歳	165										
64歳	87										

(注) 該当人員 0 の級は空欄とした（その 2 及びその 3 において同じ。）。

その 2 暫定再任用短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	26				8	11	2		1	4	
事務職											
研究職	1				1						
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)											
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職											
教育職(1)	15		15								
教育職(2)	234		234								
給料表計	276										
61歳	78										
62歳	89										
63歳	65										
64歳	44										

その3 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	人 3	人	人	人	人	人 3	人	人	人	人	人
事務職	1				1						
研究職											
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)											
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職	4					2	2				
教育職(1)	4		4								
教育職(2)	74		74								
給料表計	86										

2 民間の給与関係

令和6(2024)年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和6(2024)年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 922事業所

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から178事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

事務・技術関係職種 5,476人（初任給関係 159人、初任給関係以外 5,317人）であり、その他の職種が 676人（初任給関係 12人、初任給関係以外 664人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、68,017人であり、うち事務・技術関係職種該当者は53,937人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第13表から第25表までのとおりである。

第 13 表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産 業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	1 4 8	2 0	2 2	2 2	5 9	2 5
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	8	2	—	—	3	3
製 造 業	8 8	1 1	1 4	1 3	3 8	1 2
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	1 2	2	3	3	1	3
卸売業、小売業	1 2	—	2	2	5	3
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	2 8	5	3	4	1 2	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が28所あった。
- 2 調査対象事業所178所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた176所に占める調査完了事業所148所の割合（調査完了率）は、84.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 14 表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の 採 用 あ り	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採 用 な し
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	% 16.8	% (72.0)	% (28.0)	% (-)	% 83.2
高 校 卒	18.8	(64.1)	(35.9)	(-)	81.2

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 224,430	円 231,825	円 223,547	円 212,830
	高 校 卒	184,260	185,952	181,170	182,500
新 卒 技 術 者	大 学 卒	218,992	230,304	211,679	226,700
	高 校 卒	185,962	184,806	191,071	177,930
計	大 学 卒	222,216	231,229	218,903	219,765
	高 校 卒	185,207	185,327	187,143	180,215

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第 16 表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
係 員	59.9%	1.7%	—%	38.4%
課 長 級	47.2	3.6	—	49.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第 17 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施					定期昇給 中 止	
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	9 2 . 3	9 1 . 0	4 1 . 1	2 . 5	4 7 . 5	1 . 3	7 . 7
課 長 級	7 3 . 4	7 0 . 5	3 3 . 0	1 . 9	3 5 . 7	2 . 9	2 6 . 6

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第 18 表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係の長及び係長級専門職 〔係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めて集計している。〕
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- （注） 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

第 19 表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 6 (2024) 年 4 月分平均支給額		
				き ま っ て 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	56.7	875,383	660	874,723
	工 場 長	23	54.8	733,117	4,293	728,824
	事 務 部 長	92	53.3	706,009	492	705,517
	技 術 部 長	110	53.1	715,039	1,443	713,596
	事 務 部 次 長	23	54.3	598,561	46	598,515
	技 術 部 次 長	22	53.1	597,632	856	596,776
	事 務 課 長	314	50.1	558,293	2,416	555,877
	技 術 課 長	372	48.9	588,631	4,453	584,178
	事 務 課 長 代 理	100	48.0	466,915	10,888	456,027
	技 術 課 長 代 理	82	49.8	483,597	28,803	454,794
	事 務 係 長	290	44.9	392,671	44,770	347,901
	技 術 係 長	274	45.3	475,863	68,145	407,718
	事 務 主 任	255	41.5	360,101	35,336	324,765
研 究 関 係 職 種	技 術 主 任	223	43.0	426,578	68,520	358,058
	事 務 係 員	1,469	39.6	334,072	33,407	300,665
	技 術 係 員	1,663	40.1	393,090	55,755	337,335
	研 究 所 長	x	x	x	x	x
	研 究 部 (課) 長	9	46.3	575,001	1,743	573,258
研 究 関 係 職 種	研 究 室 (係) 長	x	x	x	x	x
	主 任 研 究 員	2	32.0	324,763	57,888	266,875
	研 究 員	41	34.5	413,614	21,443	392,171
研 究 関 係 職 種	研 究 補 助 員	4	36.3	352,456	46,306	306,150

職 種 名			調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 6 (2024) 年 4 月分平均支給額		
							(A) - (B)
					き ま っ て 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	
医 療 関 係 職 種			人	歳	円	円	円
	病 院 長		3	64.5	1,621,673	0	1,621,673
	副 院 長		5	64.7	1,921,223	41,000	1,880,223
	医 科 長		5	53.9	1,687,512	139,943	1,547,569
	医 師		40	46.8	967,130	18,129	949,001
	歯 科 医 師		3	46.2	771,572	12,135	759,437
	薬 局 長		6	54.0	513,473	3,975	509,498
	薬 剤 師		19	40.3	364,421	18,778	345,643
	診療放射線技師		32	42.0	362,971	18,004	344,967
	臨床検査技師		37	43.6	314,613	14,680	299,933
	栄養士		11	42.4	288,355	9,210	279,145
	理学療法士		42	36.3	320,909	22,212	298,697
	作業療法士		13	37.4	338,618	11,219	327,399
	総看護師長		2	57.5	565,963	0	565,963
教 育 関 係 職 種	看護師長		53	51.1	424,809	19,994	404,815
	看護師		141	35.7	340,760	26,611	314,149
	准看護師		64	41.0	292,683	38,468	254,215
	大学学長・副学長・学部長		2	60.5	547,620	0	547,620
	大学 教授		19	59.1	610,035	0	610,035
大 学 関 係 職 種	大学 准教授		17	44.0	469,757	0	469,757
	大学 講師		7	40.3	451,212	0	451,212
	大学 学助教		—	—	—	—	—

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 6 (2024) 年 4 月分平均支給額		
				き ま っ て 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)
教育関係職種	高等学校校長	—	—	—	—	—
	高等学校教頭	4	60.0	511,018	7,465	503,553
	高等学校主幹教諭	—	—	—	—	—
	高等学校指導教諭	5	56.9	469,781	16,561	453,220
	高等学校教諭	67	41.1	384,767	6,420	378,347
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—
	守衛	—	—	—	—	—
	用務員	9	50.9	321,840	21,363	300,477
調 査 実 人 員 合 計		5,981				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 再雇用者

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6(2024)年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)
事務・技術 関係 職種	支店長・工場長	人	歳	円	円	円
	事務・技術部長	—	—	—	—	—
	事務・技術部次長	8	63.8	638,864	0	638,864
	事務・技術課長	2	62.5	500,279	0	500,279
	事務・技術課長代理	12	62.0	475,875	11,563	464,312
	事務・技術係長	x	x	x	x	x
	事務・技術主任	2	60.5	371,938	69,565	302,373
	事務・技術係員	x	x	x	x	x
調査実人員合計		293				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第20表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級			
6 級	課長代理	課長	課長
5 級			
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第 21 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		7 6 . 0 %
	配偶者に家族手当を支給する	6 6 . 4 %
	子に家族手当を支給する	7 5 . 4 %
家 族 手 当 制 度 が な い		2 4 . 0 %
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	1 2 , 3 3 1 円
	配 偶 者 と 子 1 人	1 9 , 0 0 6 円
	配 偶 者 と 子 2 人	2 5 , 4 0 6 円
	子 1 人	1 5 , 6 4 5 円
	子 2 人	2 4 , 4 0 6 円
	子 3 人	3 3 , 1 6 6 円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その 2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	1 1 . 0 %
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直し の動向等によっては、見直すことを検討	1 6 . 5 %
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	7 2 . 4 %

- (注) 1 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。
- 2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならないことがある。

第 22 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
92.3%	(61.9)%	(3.2)%	(27.7)%	(7.2)%	7.7%

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その 2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含 む通勤手当を 支給する					特急料金を含 む通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
86.4%	(62.8)%	(2.3)%	(6.6)%	(28.3)%	13.6%

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第 23 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	円 3 7 2, 2 5 0	円 2 7 7, 5 8 8
	上半期 (A2)	3 7 3, 4 6 1	2 8 1, 8 5 7
特 別 給 の 支 給 額	下半期 (B1)	円 8 2 4, 0 7 7	円 5 3 8, 8 7 8
	上半期 (B2)	8 9 2, 6 0 6	5 4 3, 1 5 0
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	月分 2. 2 1	月分 1. 9 4
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	2. 3 9	1. 9 3
	年 間 計	4. 6 0	3. 8 7

(注) 下半期とは令和 5 (2023) 年 8 月から令和 6 (2024) 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.50 月である。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 5 2. 9	% 4 7. 1	% 4 7. 8	% 5 2. 2	% 4 7. 3	% 5 2. 7
500 人以上	5 4. 4	4 5. 6	4 5. 2	5 4. 8	4 6. 6	5 3. 4
100 人以上 500 人未満	5 1. 8	4 8. 2	4 9. 3	5 0. 7	4 7. 8	5 2. 2
50 人以上 100 人未満	5 1. 4	4 8. 6	5 0. 9	4 9. 1	4 7. 9	5 2. 1

第 25 表 民間における定年制の状況等

その 1 定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.4%	71.8%	27.5%	0.6%

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない。

その 2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分 \ 項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	65.7%	40.4%	34.3%
非 管 理 職	75.5	47.2	24.5

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その3において同じ）。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その 3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
75.8%	73.6%

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

第 26 表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和 6（2024）年 4 月）

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	32,356	41,132	53,452	65,781	78,111
住 居 関 係 費	33,264	37,277	34,364	31,451	28,538
被 服 ・ 履 物 費	6,820	6,373	9,726	13,081	16,436
雑 費 I	17,894	24,535	37,598	50,671	63,744
雑 費 II	13,561	24,452	30,730	37,008	43,294
計	103,895	133,769	165,870	197,992	230,123

令和 6（2024）年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費		食料
住 居 関 係 費		住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服 ・ 履 物 費		被服及び履物
雑 費 I		保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II		その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、本年 4 月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(87世帯)に基づく費目別平均支出金額（日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、全国の 1 人世帯の各費目別標準生計費に、全国と宇都宮市の本年 4 月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

4 国及び都道府県の給与関係

第 27 表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(令和 5 (2023) 年 4 月)

ラスパイレス指数	98 未満	98 以上 99 未満	99 以上 100 未満	100 以上 101 未満	101 以上
団 体 数	6	6	18	14	3

(注) 1 「令和 5 年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を 100 としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は 99.6 である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

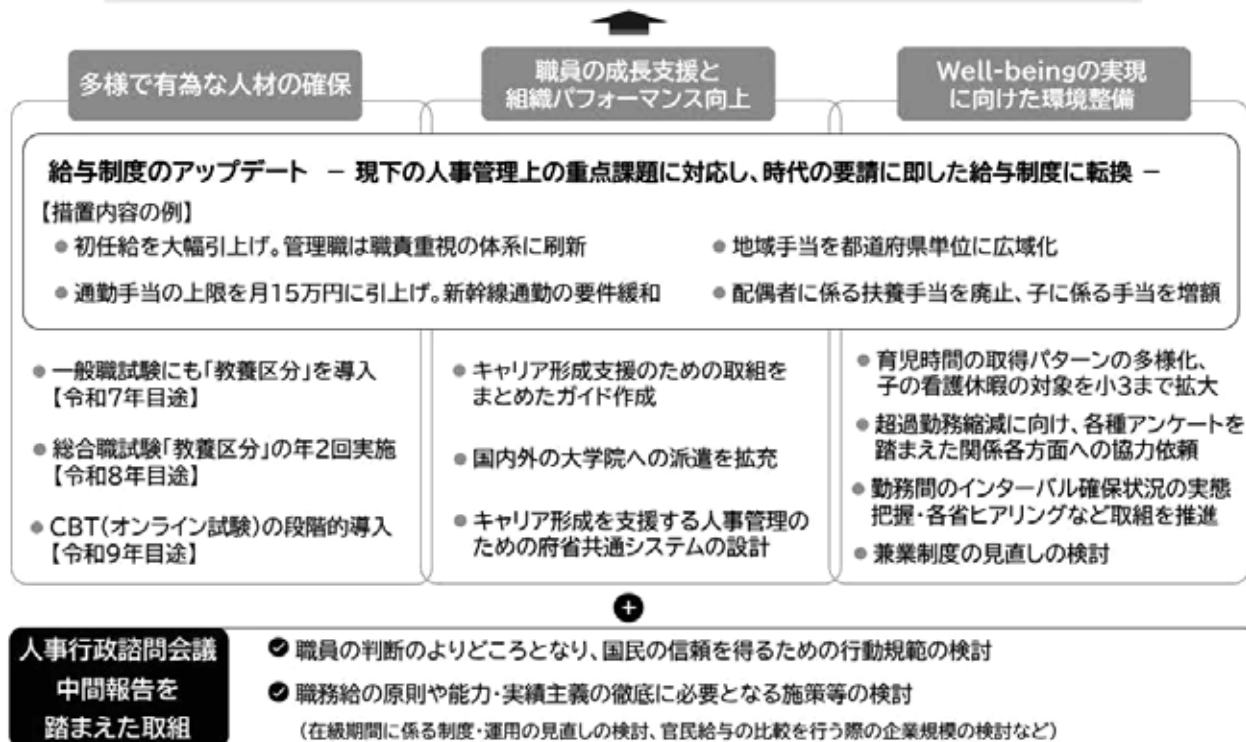
なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、98.8 である。

5 人事院勧告等の概要

令和6年 人事院勧告・報告の概要

■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



令和6年 人事院勧告・報告の概要

■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 【本年4月分の民間給与を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

● 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**
【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1%[+23,800円])
【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8%[+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス 【直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

● 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

● 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

令和6年 人事院勧告・報告の概要

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
- ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

本年の育児休業等に関する法律についての意見の申出のポイント

趣旨 本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にする
》》》 育児をする者も含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上

概要 育児休業法を改正し、
 ・ 育児時間について、1年につき人事院規則で定める時間の範囲内(10日相当)で勤務しないことができるパターンを選択可能に
 ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大



※民間労働法制の施行(民間育児・介護休業法等の一部改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)から遅れることなく実施

給与制度のアップデート 基本的な考え方

対応すべき課題

① 人材の確保への対応

潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、採用市場での競争力を向上

② 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映した処遇とするとともに、全国各地での行政サービス提供維持のため人事配置を円滑化

③ ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応

職員の選択を後押しし、様々な形での活躍を支援

若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、初任給等若年層の給与水準の引上げ

職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準とするなど処遇を改善

能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に勤務成績反映ができるよう措置

6つの観点で給与制度を整備

地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し

採用や異動をめぐる様々なニーズへの対応

人材確保の困難性や、ライフスタイルの多様化を踏まえ、採用・人事配置の円滑化のため、過勤手当・単身赴任手当や再任用された職員の諸手当を見直し

その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を踏まえたものとするため、扶養手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

給与制度のアップデート 措置内容 ①俸給

係員級：新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
 - 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上
 - 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
 - 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるよう見直し
 - 上位の昇給区分の職員割合を係長級～課長補佐級と同様の割合に引上げ（現行20%→見直し後25%）

【行政職俸給表（一）の初任給】

	総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)
改定前	200,700円	196,200円	166,600円
改定後	230,000円	220,000円	188,000円
	+29,300円 (+14.6%)	+23,800円 (+12.1%)	+21,400円 (+12.8%)
本府省勤務の場合	284,800円	271,200円	232,800円

(注)「本府省勤務の場合」は、地域手当(20%)及び本府省業務調整手当を含む。

係長級～本府省課長補佐級：俸給の最低水準の引上げ等

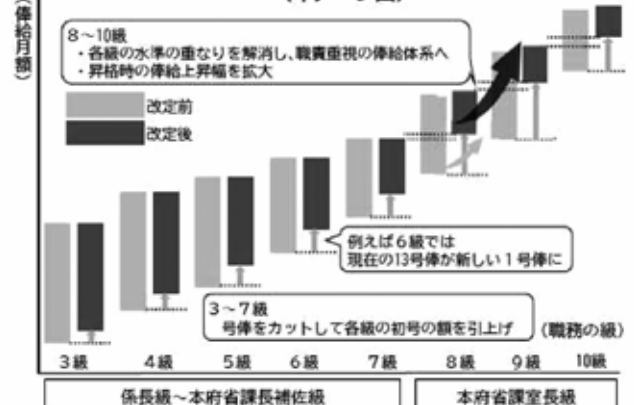
- 初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ(最大3.5万円)
 - 若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

本府省課室長級：職責重視の俸給体系への見直し

- 各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消
 - より職責を重視した俸給体系となるよう大幅見直し
- 昇格時の俸給上昇幅(最大5万円の昇)拡大
 - 昇格により給与が大きく上昇する仕組みに
- 昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給でも更なる給与上昇を確保

※行政職(一)、専門行政職、税務職、公安職(一)(二)、教育職(一)、研究職、医療職(一)に導入

【係長級～本府省課室長級の俸給水準(行政職俸給表(一))】 (イメージ図)

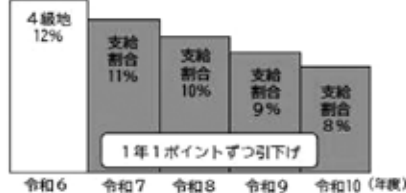


給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

【見直し後】

16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県 札幌市、岡山市、高松市 等

異動保障の延長 【令和7年4月以降の異動者に適用】

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%
→ 4級地8%に異動



見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地(20%)		東京都：特別区
2級地(16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地(12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地(8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ケ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地(4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本町 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

給与制度のアップデート 措置内容 ③その他諸手当

扶養手当の見直し

- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
 - 配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応
 - 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(一)7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行(一)8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- 通勤手当の手当額を大きく引上げ
 - 支給限度額を15万円に引上げ
 - 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大
 - 採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に
 - 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に



管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
 - 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額適用職員のみ	指定職職員、専門スタッフ職職員(2級以上)、特定任期付職員、任期付研究員(招へい型)を追加

再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給
 - 地域手当の異動保障等
 - 研究員調整手当
 - 住居手当
 - 特勤勤務手当(準ずる手当含む)
 - 寒冷地手当
- 【地域手当の異動保障、特勤勤務手当に準ずる手当は令和7年4月以降の異動者に適用】
- 各手当の支給額は一般の職員と同様

給与制度のアップデート 措置内容 ④ボーナス

勤勉手当の成績率の上限引上げ等

- 本府省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の成績率(支給月数に相当)の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
- 各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増やせるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直し

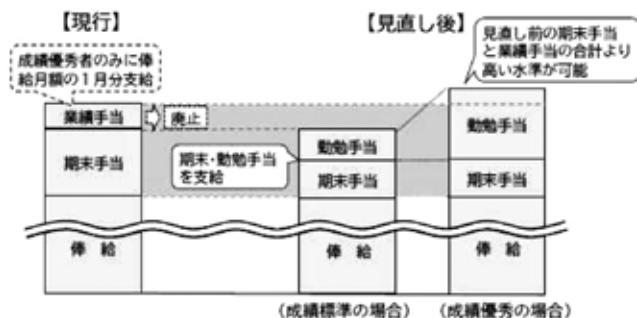
【勤勉手当の成績率及び人員分布率(一般職員の場合)】

	現行	見直し後
「特に優秀」区分の成績率上限	平均支給月数の2倍 2.05 (平均支給月数1.025)	平均支給月数の3倍 3.15 (平均支給月数1.05)
上位の成績区分の人員分布率	特に優秀：5%以上 優秀：25%以上	「特に優秀」と「優秀」を合わせて30%以上(うち「特に優秀」を5%以上)*

※例えば、「特に優秀」10%、「優秀」20%とするなど柔軟な適用が可能になる。

特定任期付職員のボーナス拡充

- 期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
 - 特定任期付職員業績手当を廃止
 - 成績優秀者は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準を可能に
 - 成績標準者は、見直し前の期末手当と同水準



【参考】給与制度のアップデート 措置内容一覧

※特記するものを除き
令和7年4月から実施

俸給

若年層競争力 職務職責重視 能力実績反映

- ・ 新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に
引上げ。採用市場での競争力のある水準に
令和6年4月実施
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最
低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等
の採用時の給与を改善
- ・ 本府省課室長級について、職責重視の体系に
刷新。重い役割に見合う処遇を確保
 - 俸給月額の最低水準引上げ、隣接する級間
の俸給月額の重なり解消などにより、昇格
時に給与が大きく上がる仕組みに
 - 成績優秀者は昇給により更に大きな給与
上昇を確保

地域手当

地域給与反映

- ・ 地域の民間賃金に関する最新データを反映
- ・ 隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏ま
え、支給地域等を見直し
 - 支給地域：市町村単位から都道府県単位へ
広域化。民間賃金の高い中核的な市は個
別指定
 - 級地区分：7段階から5段階へ削減
 - 激変緩和：支給割合の引下げは4ポイント
以内に抑制、1年1ポイントずつ段階実施。
引上げは都道府県割合の1段階上までに
抑制、原資の状況を踏まえて段階的实施
- ・ 異動保障を2年間から3年間に延長
- ・ 今後の見直しは現行の10年より短期間で実施

【見直し後の支給地域】 16都府県・79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、 名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、 広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 群馬県、三重県、 滋賀県、兵庫県、 奈良県、広島県、 福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

その他諸手当

採用・異動ニーズ 働き方対応

- ・ 通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消
- ・ 新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和
- ・ 単身赴任手当を採用時から支給可能に
- ・ 管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保
- ・ 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応

ボーナス

能力実績反映

- ・ 勤勉手当の成績率上限を引き上げ、平均支給月数の3倍に設定。特に高い業績を挙げた者のボ
ーナス増額を可能に
- ・ 特定任期付職員にも勤勉手当支給。勤務成績を適時に反映し、優秀な専門人材の年収増を可能に

再任用職員

採用・異動ニーズ

- ・ 異動に資する手当(地域手当の異動保障、
住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等)
を支給。多様な人事配置での活躍を支援